

図表 ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押さえるべき要素

<p>まずは足元の負荷の低減を</p> <p>自然資本への負荷の回避・低減を検討した上で自然資本にポジティブな影響を与える取り組みを検討(ミティゲーション・ヒエラルキー)</p>	<p>総合的な負荷削減に向けた一歩ずつの取り組みも奨励</p> <p>総合的な把握・削減を目指す。同時に自然資本との関係を踏まえつつ、事業の一部分から着手することも奨励</p>	<p>損失のスピードダウンの取り組みにも価値</p> <p>負荷の最小化と貢献の最大化を同時に図ることで、自然資本の回復力も含めたネイチャーポジティブを実現</p>
<p>消費者ニーズの創出・充足</p> <p>消費者ニーズを適切に把握するとともに創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供</p>	<p>地域価値の向上にも貢献</p> <p>ネイチャーポジティブ経営が地域の生物多様性保全と地域課題の解決に寄与</p>	

セクター別の取り組み内容・取り組み事例等については、「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)」(2023.4公表)参照

出所:「ネイチャーポジティブ経営移行戦略」

経済活動は自然に依存しており、その自然の損失が持続可能な社会経済活動の明確なリスクとなっていることを前提として示したうえで、これまでの企業の社会的責任(CSR)という観点の取り組みから一段踏み込み、自然への依存・影響の低減を企業の価値創造プロセスに組み込むことの必要性を示しました。また、企業にとって、ネイチャーポジティブに取り組むことはコストアップ要因と捉えられがちですが、製品やサービスの提供を通じた新しいビジネス機会の創出にもつながると考えて

INTERVIEW

ネイチャーポジティブの実現に向けた国家戦略を世界に先駆けて策定



伊藤 信太郎 ● いたう しんたろう
環境大臣

「生物多様性国家戦略」で定量的な状態目標・行動目標と具体的な施策を明示

——昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)*採択を踏まえて、日本では2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。日本政府として、今後GBF達成に向けてどのように貢献していくとお考えですか。

「生物多様性国家戦略2023-2030」(以下、国家戦略)は、生物多様性条約第6条に基づき締約国が策定するものであり、2023年3月に閣議決定されました。2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された生物多様性に関する世界目標であるGBFを踏まえて、世界に先駆けて策定したものです。この国家戦略では、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、可能な限り定量的な状態目標と行動目標を設定し、それらを進めるための関係府省庁による具体的な施策を376掲げています。また、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す「30by30目標」を実現するにあたっては、自然保護を目的とした国立公園等の保護地域に加えて、

おり、このこともあわせて示したところです。今後は移行戦略に基づき、経団連の十倉会長に会長を務めいただいている2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)*をはじめとした経済界との連携・協働により、生物多様性の保全の概念が取り込まれた社会への変革を進めていく必要があると考えています。このような変革に向け、経済界の皆さまには、自然への影響の低減や自然の回復、創出といった場面で各企業が持つ技術力を十二分に発揮いただくことで、ネイチャーポジティブ実現のドライバーの役割も果たしていただきたいと考えています。

ネイチャーポジティブ実現に向けた大きなつねりを生み出すために

——日本では、生物多様性の保全は、気候変動と比べてまだまだ認知度が低いのが実情だと思えます。国民全体を巻き込んで、どのように取り組み推進の機運醸成を図るのか、今後の方針をお聞かせ下さい。

内閣府の「生物多様性に関する世論調査」において、「生物多様性」という言葉の認知度を調べたところ、2019年調査では約5割、2022年には約7割が「知っている」と回答し、認知度が上がったことがわかりました。さらなる認知度の向上や行動変容の促進に向け、前述のJ-GBFを通じて各界・

里地里山や企業緑地など保護地域以外の場所で生物多様性の保全に資する地域としてOECMの役割も重視されています。このため、OECMの設定促進に向けて、2024年の通常国会に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」を提出し、ご審議いただいています(詳細は本誌38ページ参照)。この法律は、事業者の皆さまが地域における生物多様性増進活動に取り組みやすくすることで、ネイチャーポジティブの実現を推進しようというものですので、ぜひご注目・ご協力いただければと思います。

ネイチャーポジティブ経営は新たなビジネス機会の創出につながる

——政府がGBF達成に向けた取り組みを進めていくにあたり、経済界に対して、どのようなことを期待されていますか。また、政府として、経済界と連携して取り組みたい分野などはありますか。

2024年3月に、国家戦略の「基本戦略3」に掲げた「ネイチャーポジティブ経済の実現」に向け、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」(以下、移行戦略)を取りまとめました(図表)。移行戦略の策定に当たっては、経済界からもご意見を頂戴するなど、多大なるご協力をいただきました。移行戦略では、経

各層への呼びかけなどに努めています。具体的には、ネイチャーポジティブを実現するような社会経済活動の拡大を目指し、企業、地方公共団体、NGOなどをはじめとする様々なステークホルダーに向けて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を促しています。移行戦略では、宣言団体数を2030年に1000団体にするという目標を掲げており、皆さまの一層のご協力をお願いしたいと思います。また、脱炭素につながる個人の取り組みを促す新たな国民運動「デコ活」*においても、1000以上の企業、自治体、団体等が参画する官民連携協議会「デコ活応援団」と連携し、脱炭素のみならず生物多様性保全にもシナジーのある取り組みや製品・サービスの情報発信を図るなど、生物多様性保全の認知度向上と取り組みの裾野を広げる活動を進めたいと考えています。

今後、ネイチャーポジティブ実現に向けた大きなつねりを生み出すために、経済界には、消費者のニーズを把握・創出しながらネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供してもらいたいと思います。そうすることで、市場に選択肢が生まれ、国民の行動変容にもつながると考えます。

また、企業が消費者を含むステークホルダーに対し、自らの事業活動を通じてポジティブなインパクトを生み出していることを伝え

(注1)ネイチャーポジティブ宣言: <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/naturepositive/>

(注2)デコ活: <https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/>、本誌63ページ参照

ることも重要だと考えます。J-GBFやデコ活といった場も活用してあらゆる主体が対話を進めていくことによって、国民一人ひとりが「自分ごと」としてネイチャーポジティブに取り組むようになり、それがひいては、自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会をつくることにつながると考えています。

DSIや国際標準化に関わる審議でリーダーシップを発揮していく

——生物多様性に関する国際的な動向のうち、多くの企業が遺伝資源に関するデジタル配列情報(DSI*)の利用に関する多数国間メカニズムに関心を持っています。日本側のスタンスや交渉において乗り越えるべき課題など、今後の審議に臨むにあたっての考えを伺えますか。また、そのほか注目すべき国際的な審議動向についてお聞かせください。

DSIとは、植物等の遺伝資源のゲノム解析により得られたDNA配列をはじめとする情報のことです。遺伝資源そのものではありませんが、配列情報を活用することで、遺伝資源の活用と同様、新たな品種や医薬品等の開発が可能となります。

生物多様性条約には、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分」が規定されており、その利益配分のあり方について、現在議論されているところです。

COP15では、DSIの利用に関する多数国間メカニズムを設置すること、その詳細は公開作業部会を設置してCOP16に向けて検討することが決定されました。この決定に基づき、2023年11月に第1回公開作業部会(WGDSI)が開催され、環境省も、関係省庁と共に議論に参加しました。

WGDSIで、日本政府は、社会生活におけるDSIの貢献について指摘したうえで、DSIの利用に関する多数国間メカニズムは、オープンサイエンスや研究開発を阻害しないこと、生物多様性の保全に貢献する仕組みとすることの重要性などについて、他の先進国と共に主張しました。この問題をめぐる議論には、多様な見解があります。そのため、COP16に向けて、引き続き関係省庁および関係者と緊密に連携しながら、よく議論していきたいと思えます。

近年動きが活発になってきている国際動向としては、国際標準化機構(ISO)での生物多様性に関する国際規格策定に向けた動きが挙げられます。ISOの規格は、製品やサービスの国際的な取引をスムーズにするための国際標準規格として知られていますが、生物多様性の分野では、これまで標準化がなされていませんでした。このため、2020年8月に、フランスの提案によって生物多様性に関する初めてのISO専門委員会TC331が設立されました。

同委員会には四つのワーキンググループがあり、全ての組織が持続可能な開発に貢献することを促進するための生物多様性に関する原則、枠組み、要求事項、ガイダンス、サポートツール等の規格を開発しています。日本も同委員会に投票権のあるメンバーとして参加しています。また、国内の学術経験者や産業界関係者等からなる国内審議委員会において、日本の産業界の生物多様性分野における競争力確保のための活動も行っています。

2024年から2025年にかけて、現在開発されている規格が正式なISO文書として公表される予定です。環境省としても、産業界をはじめとする国内の様々なステークホルダーの皆さまと協力して、生物多様性分野における日本発の規格の提案と開発が早期に可能となるよう支援するとともに、本分野の国際標準化においてリーダーシップを発揮していきたいと考えています。

*は本誌11ページ「頻出用語一覧」を参照

Profile

慶應義塾大学卒業後、同大学院法学研究科修了、ハーバード大学大学院修了。防衛庁長官付秘書官、衆議院議長政策担当秘書、東北福祉大学特任教授等を経て、2001年衆議院議員に初当選(宮城4区)。2005年外務大臣政務官、2008年外務副大臣を歴任。2023年環境大臣/内閣府特命担当大臣(原子力防災)として初入閣(第2次岸田第2次改造内閣)。